３　教育課程の編成

教育課程に関する法令及び特別支援学校学習指導要領，小学校・中学校・高等学校学習指導要領の目標や内容，教育課程における教育実践の評価と反省等に基づき，本校児童生徒の実態に即して基本となる教育課程を次のように編成する。

課程			
小・中	高		概要及び法的根拠等
A課程	A課程	(1) (2)	病弱，肢体不自由のある児童生徒を対象に，小学校，中学校の当該学年に準じた教育内容により編成する。 なお，高等部においては，（１)は高等学校に準ずる教育内容により編成し，（２)は，各教科・科目の目標及び内容の一部を下学部のものに替えて編成する。 ・　学校教育法施行規則126条，127条，128条 ・　特別支援学校高等部学習指導要領　第１章第２節第６款の１（２）
B課程			病弱，肢体不自由を有する児童生徒を対象とする。長期にわたる療育生活，学習の習得状況等により，下学年代替による指導を必要とし，各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を，当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部による教育内容により編成する。 ・　特別支援学校小学部・中学部学習指導要領　第１章第８節１（２）～（６）
C課程			主に病弱，肢体不自由と知的障害を併せ有する児童生徒を対象とする。知的障害者の教育課程において各教科等を合わせた指導及び教科別，領域別の教育内容により編成する。 ・　特別支援学校小学部・中学部学習指導要領　第１章第８節２及び３ ・　特別支援学校高等部学習指導要領　第１章第２節第６款の２及び３
D課程			病弱，肢体不自由と知的障害による重度・重複障害を有する児童生徒を対象とする。学習上，生活上の困難を改善・克服するための各教科等を合わせた指導及び教科別，領域別の教育内容により編成する。 ・　特別支援学校小学部・中学部学習指導要領　第１章第８節４ ・　特別支援学校高等部学習指導要領　第１章第２節第６款の３
E課程			多様な障害により，通学して教育を受けることが困難な状態にあるため，南九州病院内のベッドサイドや訪問教育棟，または在宅訪問等による指導を必要とする児童生徒を対象とする。 ・　特別支援学校小学部・中学部学習指導要領　第１章第８節５及び６ ・　特別支援学校高等部学習指導要領　第１章第２節第６款の４

※　小学部・中学部は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成２９年４月公示)」による。
※　高等部は「特別支援学校高等部学習指導要領（平成３１年２月公示)」による。
※　課程を選択・決定するにあたり，上述の内容を基本としながら，児童生徒の学習面や医療的ケアを含めた生活面の実態を十分考慮する。

教育課程の指導体制の弾力的運用

A～D課程に在籍している児童生徒のうち，入院や自宅療養により，一時的に通学して授業を受けることが困難になった児童生徒においては，本人・保護者の希望があり，主治医の了解を得られた場合は，学校長の判断により，本校教師が病院や自宅を訪問し，授業を行うことができることとする。ただし，その場合の指導体制，訪問回数及び指導内容については，学校全体で十分に検討し，児童生徒の病状に応じて適切に行うものとする。

（４）教育課程の全体構造

- 教育目標
  - 学校教育目標
    - 小学部教育目標
      - A課程 B課程
      - C課程 D課程
      - E課程
    - 中学部教育目標
      - A課程 B課程
      - C課程 D課程
      - E課程
    - 高等部教育目標
      - A課程
      - C課程 D課程
      - E課程